

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例 パブリックコメントに寄せられた意見等への対応方針

※意見内容を項目ごとに要約・整理しており、意見者数及び意見の件数とは一致しません。

番号	項目	ご意見・質問等	対応方針・回答
1	条例全般	鳥取県は急斜面が多く大規模な土砂災害がいつ起きてもおかしくない。条例で安全を確保することは大切で重要課題であると思う。	条例では、斜面の安全に係る技術基準を設け、許可申請、中間・完了検査及び定期報告などの各段階において、技術基準の適合を審査することにより安全性を確認することになっています。
2		形式的な運用にならないよう、常に企業に対しての調査を行うなど、安全目的であることを意識してほしい。	条例では、斜面の安全に係る技術基準を設け、許可申請、中間・完了検査及び定期報告などの各段階において、技術基準の適合を審査する他、定期巡視や、必要に応じて報告徴収・立入調査を行うことにより安全性を確認することになっています。
3		条例を制定しても、監視監督が大事であり、それが無ければ、不法埋設は無くならない。	条例では、斜面の安全に係る技術基準を設け、許可申請、中間・完了検査及び定期報告などの各段階において、技術基準の適合を審査する他、定期巡視や、必要に応じて報告徴収・立入調査を行うことにより安全性を確認することになっています。
4	市町村との連携	市町村と連携し危険な現場の対応をお願いしたい。	条例では、県の責務として市町村と連携を図ることを規定しており、県と市町村は相互に情報を共有し、連携体制を構築することになっています。また、条例違反があれば、指導、命令等の措置を行います。
5		市町村の情報把握が不可欠であり、県から地元市町村への情報提供を条例に明記すべき。	県から市町村への情報提供については、県の責務として市町村と連携を図ることを条例に規定しており、県と市町村で相互に情報を共有することになっています。
6	土地所有者の責務	土地所有者では、事業が適切なのか判断が難しいので、原子力発電所と同様に、県・市が介入する仕組みにすること。	条例は、土砂災害の防止を目的としているので、土砂災害防止の範囲を超える土地所有者の判断にまで関与することはできません。
7		条例には、土地所有者の責務として災害発生を助長する事業者の使用させないこととあるが、県が土地を使用させることがないように努めることに改めること	条例は、土砂災害の防止を目的としているので、土砂災害防止の範囲を超える土地所有者の判断にまで関与することはできません。
8		土地所有者の責務として、問題ある事業者に土地を貸さないことだけでなく、返還された造成地を適切に維持管理することを加えてもらいたい。また、工作物が撤去され、土地所有者に事業地が返還された後の造成地に起因する災害の責任の所在を明確にしておくべき。一般的に土地の管理責任は、土地所有者にあると考えるが、工作物撤去後の現地管理者を事前に指定し、事業終了後の責任の所在を明確にしておくべき。	条例では、ご記載の土地所有者の責務について規定している他、事業者及び土地所有者等に造成地の維持管理のための資金を積立等により確保することを義務付けており、ご提案の趣旨については条例に盛り込まれているものと考えます。また、ご意見のとおり、適切な安全確保措置が行われ土地所有者に造成地が返還された後は、当該造成地に起因した災害については、土地所有者が一定の責任を有することになると考えますが、災害の民事上の責任の所在は、その発生原因、過失の有無等により異なってくるため、条例であらかじめ責任の所在を明確にすることはできないと考えます。
9	盛土等の規制対象	規制の対象となる「面積2,000平米以上かつ高さ1m以上」の高さについて2m以上としてほしい。	他県の盛土等を規制する条例では、高さによる規制を行う場合に、高さ1m以上の盛土等を規制対象にしています。盛土は、規制が厳しい自治体から緩い自治体へ土砂が移動する事例が問題になっていることから、規制対象とする盛土等の高さを2m以上とすることは考えていません。
10		都市計画法の許可が必要な場合に、二重規制となるのは疑問である。	ご意見を踏まえ、都市計画法の許可を受ける事業は、条例の審査を都市計画法の審査と一体で行い、重複する必要書類の提出を簡素化します。また、平野部の宅地開発で高さ2m以内のL型擁壁等を設置する場合は、開発許可の写しを添付して届け出ること、近隣関係者への事前説明、中間・完了検査、定期報告を不要とします。（勧告、命令の措置及び罰則は適用します。）
11		平坦地となる盛土を行う場合も規制対象にするのは過度な負担ではないか。平坦地の場合、事業完了後10年も定期報告する必要のあるのか疑問に感じる。	ご意見を踏まえ、周囲に対して高低差が1m以内になるものは許可不要とします。このため、定期報告も不要となります。
12		都市計画法では、高さ1m以上の盛土に擁壁設置を義務付けており、条例の技術基準より厳しい規制になる。平野部の宅地開発まで条例で規制する必要はないと考える。	ご意見を踏まえ、都市計画法の許可を受ける事業は、条例の審査を都市計画法の審査と一体で行い、重複する必要書類の提出を簡素化します。また、平野部の宅地開発で高さ2m以内のL型擁壁等を設置する場合は、開発許可の写しを添付して届け出ること、近隣関係者への事前説明、中間・完了検査、定期報告を不要とします。（勧告、命令の措置及び罰則は適用します。）
13		一般的に工作物（擁壁等）は、高さ8mを超える場合には地震時の検討が必要となること、一般構造物（擁壁）は高さが5m以下であることを考慮してはどうか。	盛土等の工事に伴い設置する擁壁等の技術基準については、擁壁を設置する地盤や擁壁の高さに応じて、地震時の検討を行うこととする予定です。
14		盛土等の規制は、5m以内に十分な小段幅を持つ小段が有るか一定の勾配以下の場合、2,000㎡以上でも十分安全な勾配以下或いは有効な工作物がある場合は届け出制にして規制を緩和してはどうか。	条例は、斜面の安全確保を目的に、一定規模以上の盛土等について許可制とし、事前に盛土等の安全性に係る技術基準への適合を審査することを柱としていますので、届出制とすることは考えていません。
15		業者が10年ぐらい前から埋め立てをしている現場があり、土砂が流出しないか不安がある。	条例では、既存の盛土であっても、さらに新たな盛土を行う場合、許可申請が必要となり技術基準への適合を審査する他、定期的に巡視を行いフォローアップを行います。また、条例違反があれば、指導、命令等の措置を行います。
16		条例の施行日以前の計画についても規制の対象となるような内容にしてほしい。	条例では、条例の施行日（令和4年5月1日予定）以降に工事に着手するものが規制の対象になります。また、施行日より前に工事着手しているものであっても、条例の施行日以降に事業規模拡大等の事業計画の変更を行う場合等には、事業全体が規制の対象となります。
17		条例骨子案の盛土等の規制対象の例示に「風力発電に係る造成も含む」と明記してほしい。	条例では、風力発電施設の建設に伴う造成を含め一定規模以上の盛土等を行う場合は、規制対象としています。
18	盛土等の規制対象（公共残土処分場）	現在、事業実施中の公共事業民間残土処分場及び登録事業者は技術基準の順守等の規定が適用になるか。	条例では、条例の施行日（令和4年5月1日予定）以降に工事に着手する事業が規制の対象になります。また、施行日より前に工事着手している事業であっても、条例の施行日以降に事業規模拡大等の事業計画の変更を行う場合等には、事業全体が規制の対象となります。
19		条例施行時点において稼働中の公共残土民間処分場は許可対象とすべき。	条例では、条例の施行日（令和4年5月1日予定）以降に工事に着手する事業が規制の対象になります。また、施行日より前に工事着手している事業であっても、条例の施行日以降に事業規模拡大等の事業計画の変更を行う場合等には、事業全体が規制の対象となります。
20	盛土等の規制対象（仮置き）	土砂の仮置きは、1日から技術基準順守の対象となるのか。	条例では、関係法令により仮置きの安全性を審査するもの、平野部の広い敷地に仮置きする周囲に影響が全く及ばないもの（事前協議により現地で安全を確認）は、許可不要とします。これに該当しない場合は、期間が1日であっても、技術基準の順守及び許可が必要です。
21		平野部に碎石又は産業廃棄物をリサイクルした再生砕石・再生土砂を仮置きしているが、工事完了しない製品の仮置きまで規制する必要があるのか。	ご意見を踏まえ、関係法令により仮置きの安全性を審査するもの、平野部の広い敷地に仮置きする周囲に影響が全く及ばないもの（事前協議により現地で安全を確認）は、許可不要とします。
22		森林の維持管理行為にあたる作業道は許可不要とのことだが、作業道設置に係る土砂の仮置きや現場外への仮置きは許可が必要か。	条例では、林業の技術基準が適用される森林の施業及び管理のための行為であるものは、条例の許可を不要とします。

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例 パブリックコメントに寄せられた意見等への対応方針

※意見内容を項目ごとに要約・整理しており、意見者数及び意見の件数とは一致しません。

番号	項目	ご意見・質問等	対応方針・回答
23	盛土等の規制対象（仮置き）	資材等の仮置き場所として所有している土地に自社の工事ではない現場から土砂や破砕岩を仮置きする場合は許可が必要か。	条例では、関係法令により仮置きの安全性を審査するもの、平野部の広い敷地に仮置きする周囲に影響が全く及ばないもの（事前協議により現地で安全を確認）は、許可不要としますが、これに該当しない場合は、ご質問の土砂等の仮置きは許可が必要です。
24	盛土等の規制対象（規制区域）	風車等工作物の規制対象となる傾斜度は、設置場所から下流域までの平均斜度として規制する他、規制対象外の斜度となった場合でも急傾斜指定地域及び人家に近接した地域は規制対象にするべきである。	条例は、土砂災害を防止するため、事業区域の斜面の安全確保を目的にしているため、傾斜度を下流域までの平均斜度とすることや15度以下とすることは考えていませんが、工作物設置の規制の対象外となる傾斜度15度以下の土地であっても、一定規模以上の盛土・切土を行う場合は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき指定される「急傾斜地崩壊危険区域」や人家に近接している地域も含め規制の対象となります。
25		土砂災害警戒区域、軟弱地盤も規制対象に加えるべき	条例では、軟弱地盤等に対応する技術基準を設け、許可申請、中間・完了検査及び定期報告などの各段階において、技術基準の適合を審査することにより安全性を確認することとしています。
26		保安林等の地域においては、土地特性を鑑み工作物設置を目的とする土地の形質変更を禁止いただきたい。	条例は、土砂災害を防止するため、斜面における不適切な盛土等の防止を目的としているので、保安林等の保全を目的とする規制までは考えていません。
27	技術基準等	公共事業の残土処分場の基準は、鳥取県建設発生土造成マニュアルに定められているが、変わる可能性があるか。	公共事業残土処分場に係る条例の技術基準は、鳥取県建設発生土造成マニュアル（公益財団法人鳥取県建設技術センター作成）の技術基準を準用することにしており、条例の施行に伴い同マニュアルが変更となる予定はありません。
28		仮置きの技術基準は、高さ5m以下、勾配1:2.0で検討されているが、碎石、再生碎石等は1:1.0（45度）でも崩壊しないので、緩和してはどうか。	ご意見を踏まえ、碎石・土砂等の製品仮置きの勾配については、安定計算により安全性が確認された勾配にできることを技術基準に定める予定です。
29		技術基準を一般土木の基準より強力な基準とすること（大規模な土砂災害に対応）。	条例の技術基準は、土木工学の専門家の意見を踏まえて、盛土等の安全性を念頭にした基準とする予定です。
30		盛土予定地の規模に応じて、事業者ごとに搬入土砂の容量規制が必要ではないか。	条例では、事業者毎に土砂搬入量を規制することは考えていませんが、定期報告で土砂搬入量を確認し、斜面の安全に係る技術基準の適合を審査することとしています。
31		造成地同士の距離はできるだけ大きく、300m～1kmは離すようにしてほしい。	条例では、造成地が近接し一団の土地（一体として利用することが可能なひとまとまり土地）である場合は、一体の事業として、斜面の安全に関する技術基準の適合を審査することにより安全性を確認することとしているので、事業区域の離隔距離を設けることは考えていません。
32		想定外の雨量・風・地震などにも十分対応できる規制にしてほしい。	想定外の自然現象にまで対応することは困難ですが、条例では、雨量、地震等に対応する技術基準を設け、許可申請、中間・完了検査及び定期報告などの各段階において、技術基準の適合を審査することにより安全性を確認することとしています。
33		重大な危険に繋がる要素はないか、長期的な視点で検討していただくことに加え、長期を何年以上とするのか検討いただきたい。	条例では、斜面の安全に係る技術基準を設け、許可申請、中間・完了検査及び定期報告などの各段階において、技術基準の適合を審査する他、工事完了から10年間（工作物は撤去等が行われ県が安全性を確認するまで）は、斜面の安全を確認することとしています。
34		地球環境問題（生物多様性、森林資源の保護等）に影響を及ぼす可能性のある事業についてはより厳しく審査を行っていただきたい。	条例は、土砂災害の防止を目的にしているため、地球環境問題等の影響を加味した審査を行うことまでは考えていません。
35		条例の技術基準には、盛土等の安定に係る擁壁工に関する記述があるべきではないか。	条例では、斜面の安全に係る技術基準として、擁壁設置に係る基準を設ける予定です。
36		条例の技術基準には、土砂流出防止、濁水防止のための堰堤工に関する記述があるべきではないか。	条例では、斜面の安全に係る技術基準として、土砂流出防止、濁水防止のための堰堤設置に係る基準を設ける予定です。
37		許可申請書は誰が審査するのか。	県が審査を行います。
38	近隣関係者への事前説明	近隣関係者への事前説明は、熱海の土砂災害を受け過度な拒絶反応を示す方がいるものと思料。一般的に安全とされる工法により施工する業者には過度な負担とならないよう整理が必要。	条例では、許可を必要とする一定規模以上の事業について、一律に近隣関係者への事前説明を義務付けることとしており、事業者によって何等か差異を設けることは考えていません。
39		近隣関係者への事前・中間・事後の説明を義務付けること。	条例では、事業計画を近隣関係者へ事前に説明することを義務付けることとしています。また、斜面の安全に係る技術基準を設け、許可申請時には当該事業計画が技術基準に適合することを審査し、中間・完了検査及び定期報告などの各段階において当該事業計画と相違ないことを確認することとしており、中間・事後に近隣関係者にあらためて説明することを義務付けることは考えていません。なお、事業計画を変更する場合は、当該変更について近隣関係者へ事前に説明することを義務付けることとしています。
40		近隣関係者への事前説明が義務付けられるが、近隣関係者の同意が必要になるのか。反対があった場合でも許可するのか。	条例は、土砂災害を防止するため、斜面における不適切な事業を防止することを目的としており、近隣関係者の同意を許可要件にすることまでは考えていませんので、許可の基準に合致している場合には、許可を行うこととなります。
41		許可制チェック、審査の中に、住民の計画把握、意見等組み込みはないのか。	条例では、事業計画を近隣関係者へ事前に説明することを義務付けることとしています。
42		事前説明の対象とする近隣関係者は、事業影響の可能性のある全ての住民、自治会とすべき。	条例は、土砂災害の防止を目的としているため、事前説明の対象とする近隣関係者は、事業に起因する土砂災害により影響を受ける者として、事業区域、近接土地の所有者・自治会等としており、土砂災害以外の影響を受ける可能性がある者を対象にすることまでは考えていません。
43		事前説明の対象とする近隣関係者について、「地元」の定義が不明確で、現場での混乱を招く。「土地に係る地区公民館の管轄区域以上の地元自治会」というように明確にすること。	事前説明の対象とする近隣関係者については、事業地及び隣接地の土地所有者等のほか「地元自治会」に所属する関係住民とする予定であるが、「地元自治会」については、混乱が生じないよう規則において明確に規定する予定です。

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例 パブリックコメントに寄せられた意見等への対応方針

※意見内容を項目ごとに要約・整理しており、意見者数及び意見の件数とは一致しません。

番号	項目	ご意見・質問等	対応方針・回答
44	近隣関係者への事前説明	災害リスクのある住民には、事業の事前説明だけでなく、同意・承認を必要としていただきたい。	条例は、土砂災害を防止するため、斜面における不適切な事業を防止することを目的としているので、住民の同意・承認を許可要件にすることまでは考えていません。
45		許可の要件には、近隣関係者の住民投票を求める。	条例は、土砂災害を防止するため、斜面における不適切な事業を防止することを目的としているので、住民投票を許可要件にすることまでは考えていません。
46	中間検査・完了検査	熱海市で崩壊した盛土には産業廃棄物が混入していたとされているが、条例でも工事中に検査をするべきではないか。	条例では、中間検査、定期報告により施工状況の検査等を行う他、産業廃棄物の混入等について定期的に巡視を行い確認することにしています。産業廃棄物が混入する事案が生じた場合は、廃棄物適正処理推進指導員と連携して対応を行います。
47		中間検査、完了検査は、検査時期が曖昧にならないよう事業計画書に検査時期、理由を明記する必要がある。	条例では、中間検査を行う工程を定めている他、許可申請書に添付する施工計画書に中間・完了検査の時期を明記することにしています。
48	定期報告	条例の対象外になる場合は定期報告が不要と考えてよいか。条例と同等以上の技術基準審査により、法令の許認可を受けたものは許可不要とのことだが、当該法令に定期報告制度がない場合は、斜面の異変や維持管理の不備を定期的に報告させなくてもよいのか。	条例の許可を不要とする事業は、定期報告も不要です。法令の許認可を受けていることにより条例の許可を不要とする事業においては、斜面の異変や維持管理の不備等は、当該法令に基づき把握・確認されるものであり、これに条例の定期報告を義務付けることは考えていません。
49		公共事業では、施工状況の確認のため、毎月報告を求めている。条例の定期報告期間は6月ということだが、施工状況把握のために報告期間を短くしてはどうか。	条例では、施工状況の確認を定期報告の他、中間検査や定期巡視、必要に応じて行う報告徴収・立入調査により行うことにしており、定期報告の間隔を短くすることは考えていません。
50		定期報告では、技術基準適合の検査を行うべき。	条例では、斜面の安全に係る技術基準を設け、許可申請、中間・完了検査及び定期報告の各段階において、技術基準の適合を審査することにしています。
51	保証金の預託	保証金の一括預託は事業者にとって負担が大きい。事業進捗に応じた分割預託を可能とするべき。	ご意見を踏まえ、事業者の負担軽減のため、個人事業者又は中小企業者が3年以上の期間で工事する場合は、保証金の分割預託を認めるようにします。
52		条例の必要性は認識するが、中小業者の負担が大きく、業界の萎縮に繋がる。	ご意見を踏まえ、事業者の負担軽減のため、個人事業者又は中小企業者が3年以上の期間で工事する場合は、保証金の分割預託を認めるようにします。
53		保証金は、経済産業省が示す事業費5%を撤去費相当とするものでは不十分と考えており、ドイツ、デンマークの事例のように、地域住民が20%の出資・所有権を持つことの義務化事例のように事業費の20%とすることを提案する。	条例の保証金は、斜面の防災・保全費用を予め確保することを目的としているので、ドイツ等における住民資本参加の義務付けとして設定される住民出資額とは異なるものであり、保証金額を事業費の20%とすることまでは考えていません。
54		保証金は、災害に係る生活復旧費用の全額にする他、原状復旧を義務付けること。無理なら、許可をした県が責任を持って保証していただきたい。	事業に起因する土砂災害は、事業者が全ての民事上の責を負うものであり、生活復旧費用は被害者から事業者に請求すべきものです。条例の保証金は、事業に問題が発生した場合に現地の復旧・保全費用に充てるために預託を求めるもので、生活復旧費用を保証金の対象とすることは考えていません。
55		質権設定の解除は、盛土等は完成後、工作物は定期報告までとしているが、どちらも定期報告終了までとするべきである。	条例では、保証金の質権設定の解除を、盛土等については完了検査で、工作物は撤去等が行われた後に行う廃止時検査で、斜面の安全が確保されていることを確認した場合に行うことにしており、盛土等について、保証金の質権設定の解除を定期報告終了後（完了検査の10年後）とすることまでは考えていません。
56		工作物撤去後も植林等を行い森林機能を回復するまでは質権設定を解除するべきではない。	条例は、斜面の安全確保を目的としているので、工作物の撤去等が行われた後に行う廃止時検査で、斜面の安全が確保されていることを確認した場合に、質権設定の解除を行うことにしており、これを森林機能回復後とすることまでは考えていません。
57	指導・命令等	公共残土民間処分場の登録事業者以外の残土処分場の把握はできているか。盛土が用排水路に流出し地元住民とトラブルになっている事業者もあると聞く。また、公共残土民間処分場の登録事業者についても、県の改善指導に従わない事業所があると聞く。そういった事業所にどう対処するのか。	民間工事残土処分場の把握に努めており、今後も継続して行っていくことにしています。条例の施行日（令和4年5月1日予定）より前に工事に着手している事業であっても、施行日以降に規模拡大等の事業計画の変更を行う場合等には、事業全体が規制の対象となり、許可申請、中間・完了検査及び定期報告などの各段階において、技術基準の適合を審査します。また、条例違反があれば、指導、命令等の措置を行います。
58		事業者が県の命令に従わない場合等には、建設業者や産業廃棄物処理業者であればそれらの許可等の取り消しをすべきではないか。	条例違反が、他法令の欠格要件に該当する場合は、当該他法令の許可等の取り消しが行われることとなります。
59		許可を受けた業者に対して、定期報告の他に、検査官が抜き打ちで検査するなどの措置を取る必要もあるのではないか。	条例では、巡視員による定期巡視を行うことにしており、現地確認が必要な事案が生じたときは、立入調査を行うなど厳正に対処してまいります。
60	罰則	罰則は、事業規模に応じたものとし、検討案より厳しいものにすること。	地方公共団体が条例に規定する罰則には、地方自治法により上限が設けられています。条例では、不適切な盛土等の抑止のため、許可を受けないで盛土等を行った事業者等に対しては、最大の罰則（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）を適用することにしています。また、罰則は、違反の内容に応じたものにすべきものであることから事業規模に応じたものにするには考えていません。
61		罰則は、脱法者を抑制する内容とすべきである。	条例では、違反事業者等に違反内容に応じた罰則を適用することにしています。
62	その他（標識の設置）	盛土等を行う現場には、看板を設置して一般に周知する必要があるのではないか。	条例では、許可を受けた事業区域の公衆の見やすい場所に、事業概要を示す標識の設置を義務付けることにしています。
63	その他（事業者要件）	反社会勢力など事業者の欠格要件を設けるべきではないか。	条例では、事業者が鳥取県暴力団排除条例に規定する暴力団員等である場合や暴力団員等を役員としている場合等には、許可しないことにしています。
64	その他（損害賠償保険）	第3回アドバイザー会議資料に損害賠償保険加入はできないとあるが、加入不要という理解でよいのか。	盛土等が保険に適さないことが明らかになったため、損害賠償責任保険への加入を義務付けることは行わないこととしました。

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例 パブリックコメントに寄せられた意見等への対応方針

※意見内容を項目ごとに要約・整理しており、意見者数及び意見の件数とは一致しません。

番号	項目	ご意見・質問等	対応方針・回答
65	その他（土地売買の規制）	熱海市の災害は、施工業者や土地所有者に対して行政が指導できていなかったことが問題である。工作物の設置を伴う場合、災害発生危険地域に近い又は大雨等の影響を受ける土地の売買、工作物の所有者や施工業者について、面積に関わらず次のような審査が必要。 1. 土地購入者及び施工事業者の住所等を記載し県に売買の許可申請 2. 現所有者、土地購入者、県による現地確認後、審査し問題なければ売買を許可 ただし以下（1）から（8）までの項目に該当する場合は詳細に調査し厳正に審査する。 （1）事業目的で工作物を設置する場合 （2）事業者が複数の企業、団体の場合 （3）事業者及び施工業者が会社設立から10年以内又は過去10年間で複数回社名変更をしている （4）土地購入者が土地の活用方法、工作物の設置について規模や時期他詳細を承知していない （5）土地購入者や施工業者が県外に住居や本拠地を構えている （6）工作物の設置場所より低地、下流域に土砂災害警戒区域があるが事前の下流域全地区住民の了解を得ていない （7）風力発電、太陽光発電他商用目的での購入の場合、工作物の撤去及び自然な状態への復旧方法を明示できない。	条例は、土砂災害の防止を目的にしており、斜面の安全に係る技術基準を設け、許可申請、中間・完了検査及び定期報告などの各段階において、技術基準の適合を審査することにより安全性を確認することにしており、土地の売買を規制することは考えていません。
66	その他（許可後の監視）	無秩序な盛土を防止するには、監視体制が重要。レーザーを活用したモート監視をしてはどうか。	条例では、巡視員による監視体制を設けることにしていますが、ご提案のリモート監視については、今後検討してみたいと考えます。
67	その他（公共残土処分場）	残土処分場は、用地費、地元調整費等の先行投資に加え、新たに保証金が必要になり、事業者負担が大きい。県には、無担保・無利子の融資制度を創設するなどの支援を検討していただきたい。	新たな無担保・無利子の融資制度を創設するなどの考えはないが、県の制度融資により、保証金も運転資金として借入可能なので金融機関、鳥取県信用保証協会等にご相談ください。
68	その他（責任の所在）	業者が変更することで責任の所在が曖昧になることは避けて欲しい。	条例では、事業承継を受けた事業者が条例に規定する地位を承継するため、承継後の事業者に対して条例に基づく責務が生じることになります。なお、事業承継の際には、その旨を知事に届け出る必要があります。
69	その他（災害防止）	どんなにきちんと施工したとしても、自然の脅威に人工物は勝てない。ここ近年自然災害が多発している原因の一つにインフラが行き届いていないことがある。熱海の事故も近隣の住民は危険箇所だと認識していたと聞いた。事故が起きたら自分事として捉えていく必要がある。災害から学び、同じような事故が起きないよう国の予算をしっかりとつけて日本全国の災害を減少させていただきたい。	ご意見については、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
70	その他（環境保全等）	鳥取の自然、美しい水を宝だと気づき、大切にしていってほしいと願っている。いったん壊した自然を元に戻すことはできないので、何を守り伝え何を改善すべきか鳥取県の未来を本気で考えていきたい。	ご意見については、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
71		熱海市の盛り土による土砂災害には大変心が痛んだ。今後ますます地球温暖化などによる長雨も増え土砂災害が心配される。そこに住む地域住民が安心して安全に生活する権利を守る為、農作物や豊かな自然環境を後の子供達にも残せるようにする為、何より住民の命を守る為、厳格な規制を願う。	条例は、土砂災害の防止を目的にしており、斜面の安全に係る技術基準を設け、許可申請、中間・完了検査及び定期報告などの各段階において、技術基準の適合を審査することにより安全性を確認することにしてあります。ご意見のとおり、県民の生命・財産を守るため、厳正に対処してまいります。
72		水質汚濁、自然環境、生物環境に変化をもたらす様な開発は専門家と十分な協議が必要なのではないか。	条例は、土砂災害の防止を目的にしており、水質汚濁の防止、自然・生物環境の保護等については、環境影響評価法などにより図られるべきものと考えています。
73		環境アセスメントには、斜面の安全に係る条例の視点が反映されていないので、条例施行後に環境アセスメントの再調査を指示できるようにするべきである。	条例で、環境アセスメントの再調査を指示できるようにすることは考えていませんが、条例の施行日（令和4年5月1日予定）以降に、規制対象となる一定規模以上の事業に係る工事に着手するものは、条例の斜面の安全に係る技術基準に適合させるために計画の変更が生じる場合は、環境アセスメントの再調査が必要となることもあったと考えられます。
74	その他（山林保護）	条例の対象を斜面だけではなく山林に点在する平坦地も含めた山林全体に変更してほしい。 山林地域は、我が国にとって将来に残していくべき、かけがえのない貴重な財産。山林地域の開発行為は守るべき大事な自然を壊すことに他ならない。	ご意見のとおり、条例では、一定規模以上の工作物の設置は、斜面地に設置する場合にのみ許可が必要になりますが、一定規模以上の盛土等は、斜面地だけでなく平坦地でも許可が必要になります。条例は、土砂災害を防止するため、斜面における不適切な事業を防止することを目的としているので、山林地域であることのみをもって規制することは、考えていません。
75		条例名称は。斜面と山林の安全確保に関する条例に改めて欲しい。	条例は、盛土及び切土の施工、斜面地の工作物の設置、建設発生土の搬出が行われる県下全域を対象としているので、山林の安全確保を条例の名称に加えることは考えていません。
76	その他	急斜面そばに建っている民家建物を多く見かけるが、対策はしてあると思っている。	条例では、急傾斜地に対応する技術基準を設け、許可申請、中間・完了検査及び定期報告などの各段階において、技術基準の適合を審査することにより安全性を確認することにしてあります。なお、急傾斜地付近において建築物を建築する場合等には、他法令により、擁壁の設置等の安全を確保する措置が必要となる場合があります。
77		他の隣接県から持って来られた場合の対処方法はどのようにするのか。	条例では、盛土等及び建設発生土搬出の許可制度により、他県からの搬入及び他県への搬出を確認できるようにしています。
78		防災マップへの記載、地域と情報共有が必要ではないか。	許可した事業については、電子地図で位置情報を管理・公表することを検討しています。
79		条例により十分な補償、A Iを活用・数値化し、安全確保と安心に最大限務めること。	事業に起因する災害の補償は、事業者が全ての民事上の責を負うものであると考えます。また、斜面の安全確保等にA Iを活用することについては、今後検討してみたいと考えます。
80		事業区域を開発すると河川にも影響があるので、調査を行うときから県が立ち会うことがあればよいと考える。	条例は、土砂災害を防止するため、斜面における不適切な事業を防止することを目的としているので、県が河川等の調査に立ち会うことは考えていませんが、審査において必要であれば現地の確認を行うことにしています。
81		他県でも風車問題があることから、鳥取県条例の情報を発信してはどうか。	県境をまたぐ土砂の搬入搬出もあることから、条例公布後は、情報発信を行っていきたいと考えます。
82		事業者の生の声を聴くことは大事なことだと思うが、県はどう考えるか。	ご意見のとおり事業者の意見を聴くことは重要なことだと考えており、パブリックコメントに併せて、関係団体等に条例の説明を行いました。